

沼津市新中間処理施設整備運営事業

落札者決定基準

令和6年4月

沼 津 市

1. 総則

沼津市新中間処理施設整備運営事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、沼津市（以下「本市」という。）が発注する沼津市新中間処理施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）に係る一般競争入札に適用するものとし、総合評価落札方式により落札者を決定するための手順や評価の方法を定めたものである。

また、本市の附属機関として、本件事業を実施する事業者の選定に関し、必要な事項について調査審議する沼津市新中間処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しており、落札者決定基準は本市の意見を踏まえ、選定委員会にて定めたものである。

2. 事業者選定の手順等

事業者選定のスケジュールと手順は表 1 及び図 1 に示すとおりであり、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価落札方式に基づき事業者の選定を行う。

（1）入札参加資格審査

本市は、提出された入札参加申込書類により、入札説明書に示す入札参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。なお、入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

（2）提案審査

① 基礎審査

本市は、技術提案書の内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について 1 項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

② 技術評価項目の審査（技術評価点の審査）

選定委員会は、技術提案書の内容について、落札者決定基準に示す技術評価項目の評価視点及び技術評価点の算出方法に従って評価する。

③ 開札及び入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

④ 入札価格の審査（価格評価点の審査）

選定委員会は、入札価格について、落札者決定基準に示す価格評価点の算出方法に従って評価する。

⑤ 評価値の算出

選定委員会は、技術評価点と価格評価点を合計し、評価値を算出する。

⑥ 最優秀提案者の選定

選定委員会は、評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

⑦ 落札者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

表 1 事業者選定スケジュール

入札公告、募集要項の公表	令和6年4月8日(月)
入札参加資格等に関する質問の提出期限	令和6年4月19日(金)
入札参加資格等に関する質問への回答	令和6年4月26日(金)
入札参加申込書及び添付資料の提出期限	令和6年5月15日(水)
入札参加資格確認結果の通知	令和6年5月22日(水)
対面対話用資料の提出期限	令和6年5月31日(金)
対面対話の開催(希望する場合は現場見学も可)	令和6年6月10日(月)～14日(金)
技術提案書等に関する質問の提出期限	令和6年6月24日(月)
技術提案書等に関する質問への回答	令和6年7月8日(月)
技術提案書及び見積書の提出期限	令和6年8月30日(金)
確認事項の通知	令和6年10月中旬
確認事項回答資料の提出	令和6年11月上旬
技術提案書ヒアリング(プレゼンテーション)の実施	令和6年12月下旬
開札	令和7年1月上旬
落札者の決定	令和7年1月下旬
基本協定の締結	令和7年2月上旬
特定事業契約に係る仮契約の締結	令和7年3月下旬
特定事業契約に係る本契約の締結	令和7年6月中旬

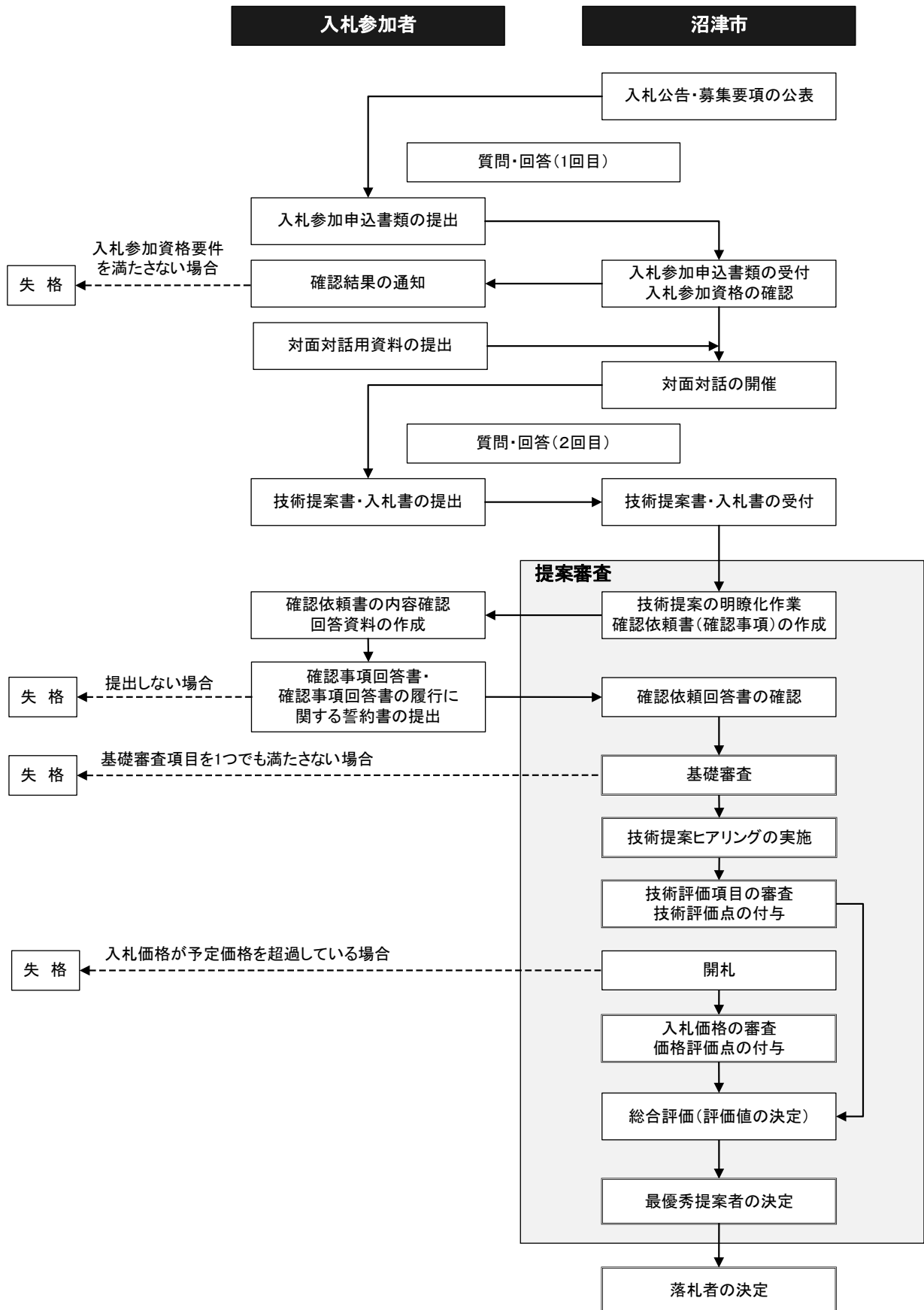


図1 事業者選定の手順

3. 落札者の決定方法

本件事業への入札参加資格があると確認された者（以下「入札参加者」という。）から、募集要項に基づき提出される技術提案について技術評価を行い、技術評価点を付与する。また、入札価格については価格評価点を付与する。

技術評価点と価格評価点の合計点を評価値とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。なお、評価値の満点を 100 点とし、技術評価点と価格評価点には各々 60 点、40 点を配点する。

（評価値の計算方法）

$\text{評価値（100 点満点）} = \text{技術評価点（60 点満点）} + \text{価格評価点（40 点満点）}$

評価値が最も高い者が 2 者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とし、同額である場合は、くじ引きを行って落札者を決定する。

4. 技術評価点の算出方法

入札参加者より提出される技術提案について技術評価を行い、技術評価点を付与する。なお、技術評価は、基礎審査項目及び技術評価項目に区分して評価する。

（1）基礎審査項目

基礎審査項目の項目と評価の視点・方法については表 2 に示すとおりとする。基礎審査項目の技術評価は、入札参加者から提出される技術提案書が募集要項に基づいた技術提案であることを確認するために行うものであり、技術評価点は付与しない。技術提案の内容が基礎審査項目に示す項目を一つでも満たしていない場合は、入札参加資格を失うものとする。

ただし、技術提案の内容に対して、疑義や不明点、補足説明が必要と考えられる箇所がある場合、本市は、当該技術提案を提出した入札参加者に対して確認依頼書（確認事項）による明瞭化作業を実施する。確認依頼書を受け取った入札参加者は、確認事項回答書を作成し、「確認事項回答書の履行に関する誓約書」（様式 19）を添えて本市へ提出し、確認事項回答書の確認を受けなければならない。

本市は、確認事項回答書において技術提案書に違算や誤記、図面の修正等が確認された場合、確認事項回答書の内容が基礎審査項目に対して適正であること、及び様式 19 の誓約書の確認をもって基礎審査を合格とする。

表2 基礎審査項目※

項目	小項目	評価の視点・方法
技術提案書全般	技術提案書全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案内容に齟齬や矛盾がないか ● 指定様式や作成要領に従った構成であるか
工事計画	工事計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 要求水準書にて指定する計画概要及び設計施工指針が適切に反映されているか ● 全体工事工程が要求水準書に示す手順及び工期が満足されているか
工事仕様	プラント設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 各設備装置機器の設計仕様が、要求水準書に指定する仕様及び設計の考え方を満足しているか
	土木建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設備、建築物、車両動線、作業動線、見学者動線等、要求水準書に指定する各施設・設備が適切に計画配置されているか ● 設計仕様が、要求水準書に指定する仕様、考え方を満足しているか
運営管理業務	運営管理業務計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営管理体制について、要求水準書を踏まえ適切に計画されているか ● 運営管理業務全般について、要求水準書を踏まえ適切に計画されているか ● 業務全般について、本市と民間事業者の業務区分を適切に理解しているか
事業全般	事業全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札説明書等に示すリスク分担と考え方に齟齬がないか ● 要求水準書を踏まえた事業実施体制が構築されているか

※ただし、入札参加者による独自の追加的提案があった場合は、募集要項に照らし合わせて、本市の要求する水準を満たすか否かの判断を行うこととし、必要に応じて明瞭化作業等により確認する場合がある。

(2) 技術評価項目

技術評価項目は、以下に示す考え方にに基づき、「整備方針に係る評価」、「エリア全体のコンセプトに係る評価」、「その他」の3つを設定する。技術評価項目の項目、評価の視点及び配点は表3に示すとおりである。

① 整備方針に係る評価

沼津市新中間処理施設整備基本設計（令和4年3月）に示す「整備方針」を踏まえ、本件事業の計画・設計・建設・運営に関しての基本的方向性を示す方針に係る技術評価項目を設定する。なお、技術評価項目の設定に際しては、要求水準書の記載内容が整備方針を十分に踏まえたものであることを考慮し、本市が入札参加者による創意工夫と優れた提案を特に期待する事項とする。

② エリア全体のデザインに係る評価

本件施設と余熱利用施設を併せた、エリア全体のコンセプトに係る技術評価項目を設定する。

③ その他

その他の事業実施に際しての配慮事項に係る技術評価項目を設定する。

表3 技術評価項目の構成と配点

評価大項目/評価項目	配点	評価の視点
整備方針に係る評価		
●資源化機能の充実 (リサイクルの推進)	3	①廃棄物の資源化について、安定的かつ継続的に高い品質を確保することが可能となる、設備面や運営面に関する工夫について、優れた提案がなされているか。
	5	②破砕選別処理系列において、「その他プラスチック資源ごみ」を、高純度で選別・回収を行う機能について、優れた提案がなされているか。
○余剰電力量の最大化に向けた設計と施設運営	15	①提案する余剰電力量について、定量的に評価する。
○長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応	5	①30年3か月間の維持管理費について、定量的に評価する。
	15	②施設を50年間稼働させることを前提に、設備・施設計画及び維持管理計画について、長期安定稼働、長寿命化、維持管理費の縮減を考慮した、優れた提案がなされているか。
●施設配置動線計画	2	①安全で円滑な車両動線計画について、優れた提案がなされているか。
	5	②敷地条件を踏まえ、維持管理性を考慮した施設配置計画について、優れた提案がなされているか。
エリア全体のデザインに係る評価		
●エリア基本コンセプトに則する提案	4	①「市民に開かれた、人と人が交流する施設」を実現するため、整備エリア基本コンセプトに基づく有効な提案がなされているか。
その他		
○地元経済貢献	6	①提案する地元経済貢献額について、定量的に評価する。
技術評価項目得点 (合計)	60点	

注) 評価項目欄のうち「●」の項目は定性評価、「○」の項目は定量評価、または定量評価と定性評価の併用により評価を行う項目である。

(3) 技術評価項目の評価方法

① 評価方法と考え方

技術評価項目の審査にあたっては、入札参加者が提出する技術提案書のうち技術評価項目に対応した技術評価項目提案書を審査の対象とする。

技術評価項目提案書の評価は、評価項目ごとの評価の視点に即して評価するものとする。評価項目の評価方法は、以下に示すア及びイにより評価点を算出する。

なお、技術評価項目得点は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを求める。

ア 定性評価を行う評価項目については、次の5段階による評価を基本とする。

評価	判断基準	点数化
A	提案について、非常に優れた工夫がなされている	配点×1.00
B	「AとCの中間程度」	配点×0.75
C	提案について、工夫がなされている	配点×0.50
D	「CとEの中間程度」	配点×0.25
E	提案について、要求水準は満たしているが、懸念事項が存在する	配点×0.00

イ 定量評価を行う評価項目については、最良の技術提案値に配点の満点、他の技術提案値に最良の提案値に対する割合に応じて点数を付与する。

② 技術評価点の計算方法

技術評価点は、技術評価項目得点を合計して算出する。

5. 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に応じて以下の計算方法により算出する。ただし、価格評価点算出の際は、定量化限度額を設けるものとし、定量化限度額未満の入札があった場合は、イの計算方法に従い価格評価点を付与する。この場合、定量化限度額未満の入札価格には満点の40点を付与するものとし、複数の応札者の入札価格が定量化限度額未満であった場合も同様に、当該応札者の全てに40点を付与する。定量化限度額は、予定価格の78%として設定する。なお、価格評価点算出の際は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを求める。

(価格評価点の計算方法)

ア 全ての入札価格のうち最低入札価格が定量化限度額以上の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

イ 全ての入札価格のうち最低入札価格が定量化限度額未満の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}}$$

※イの場合、定量化限度額未満の入札価格には満点の40点を付与する。

以 上